

国土審議会土地政策分科会企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会（第13回）

令和元年5月30日

【国土調査企画官】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第13回を開催いたします。

委員の皆様方には、前回に引き続き大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。私、事務局を務めております地籍整備課国土調査企画官の福田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、本日の委員の出席状況について御報告いたします。若林委員におかれましては、御都合により御欠席と御連絡をいただいております。御殿場市高橋次長に代理で御出席をいただいております。

また、本日は委員の皆様に加え、議事の中で地籍アドバイザーからの発表をいただくこととしております。地籍アドバイザーとは、地籍調査に関する知識、経験を有し、国の名簿に登録された方のこととあります。制度の詳細につきましては、この後事務局から説明いたします。本日は、市町村職員の立場で地籍アドバイザーとして活躍されております、三重県名張市都市整備部用地対策課の荻田匡嗣用地対策係長に御出席いただいておりますので、この場で御紹介させていただきます。

【荻田用地対策係長】 荻田です。どうぞよろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 本委員会の議事につきましては公開、ただしカメラ撮りにつきましては、議事に入るまでとさせていただきます。なお、議事録につきましては、発言者も含めて公表とさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、本日机上マイクがございませんので、会議の中で御発言になる際にはワイヤレスマイクをお使い願います。本数が限られておりますので、意見交換の際には後方から事務局職員がマイクをお渡しいたします。

また、本日ペーパーレス会議で開催する旨お伝えしておりましたが、諸事情により、急遽書面の資料を用いて開催することになりました。申し訳ございません。

お配りしております会議資料でございますが、上から順に、議事次第、委員名簿、座席表、

資料1から3まで、そして参考資料が1から3までとなります。また、前回第12回の資料のうち、資料2「次期十箇年計画における地籍調査の優先地域と地籍整備の状況を表す新たな指標の考え方について」及び資料3「次期十箇年計画における土地分類調査について」も併せてお配りしております。資料に不足がございましたら、後方におります事務局職員までお申し付けください。

それでは、これより議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

これからは、委員長に議事進行をお願いいたします。清水委員長、どうぞよろしく願いいたします。

【清水委員長】 了解しました。委員長の清水でございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。皆様のお手元の議事次第に沿って、進行してまいりたいと思います。

まず、最初の議題でございます。「地籍調査の未着手・休止解消に向けた方向性について」でございます。この問題は、従来から重要な課題だということで検討課題となってきたわけです。そして、現行の6次計画、十箇年計画においても、中間年の段階でこの未着手・休止の状態にある市町村を解消することを目標に掲げてきたわけです。残念ながら、現段階においてそれが達成できておりません。また、本小委員会におきましても、これまで委員の皆様方からこの問題の重要性を度々御指摘いただいて、その対策の重要性についても御意見を頂いてきたところでございます。当然、次期十箇年計画においても、その方向性において大変重要な論点になってくるわけでございます。そういうことから、この議題を今回掲げさせていただきます。

本日は、まず、事務局から御紹介のございました地籍アドバイザーでもある名張市の荻田係長から、これまでの御経験を踏まえてこの問題にどうやって取り組んでいけば良いのかという観点から、御発表いただく予定になっております。そして、その後事務局から、次期十箇年計画に向けて、この問題に対してどのように対応するのかという方向性についての現在の考えを報告いただくことになっております。それを受けまして、議事2の「委員等による意見交換」に移ってまいりたいと思います。

それでは、早速で恐縮ですが、名張市の荻田係長から御発表をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【荻田用地対策係長】 それでは、失礼させていただきます。本日、このような発表の場

を頂きましたことをまず感謝を申し上げたいと思います。それでは、資料1に沿いまして、御発表をさせていただきたいと思います。

本日頂きましたテーマが、先ほど委員長からも御紹介いただきました「地籍調査の未着手・休止解消に向けた方向性について」でございます。本日発表に際しましては、先ほど事務局からお話のありましたアドバイザーとして、様々な市町村にお邪魔をさせていただきました。未着手・休止から、着手・再開にこれから変わっていくところに対しまして、私からいろいろアドバイスをさせていただいたり、市町村が前向きになれるような形で御説明をいたしました経験を元に御発表させていただきたいと思っております。

では、資料をめくっていただきまして、1ページでございます。このような構成で本日進めさせていただきたいと思います。

まず、2ページ、本題に入ります前に貴重なお時間を頂戴しまして、本市名張市の取組状況につきまして、少しだけ御説明を申し上げたいと思います。

名張市は、昭和29年に市制施行をいたしました。総面積は129.77平方キロメートル、人口につきましては78,000人余りという状況でございます。位置取りといたしましては、大阪から1時間圏内で大阪の衛星都市、住宅都市として発展をした街という位置付けになります。土地利用といたしましては、その資料でございますように、DIDが面積の6%、宅地が14%、農用地につきましては8%、市域の大半を占めますのが山林という状況でございます。地籍調査につきましては、平成15年から着手をいたしました。平成30年度末現在の進捗率が17%という進捗状況でございます。

続きまして、3ページに移っていただきたいと思います。本市名張市の特徴的な地籍調査の取組といたしまして、現在この小委員会でも御検討いただいております国の十箇年計画に合わせました市独自の十箇年計画を策定いたしました。その中でこれに沿って取組をさせていただいております。

この十箇年計画を策定するに当たりましては、全市域の方向性を定めるための基本計画をまず策定をいたしました。この中で重点的に名張市として取り組むべき地域を設定した上で、その重点地域をどのように進めていくのかを十箇年計画の中で位置付けていくやり方をさせていただいております。

当然ですが、この計画につきましては、議会あるいは地域等とも連携を図った上で策定いたしております。そういった中で、当然市議会議員や地域の皆様方に対しましても、この計画は御承知、御理解を頂いていることで非常に円滑に進ませさせていただいていると。

それから、この計画を策定したことによりまして、副次的な効果の部分です。計画は公開をさせていただいておりますので、一般的に地籍調査に取り組むに際しまして、地域住民の方の制度理解がなかなか深まっていない中で、御協力を頂きにくいという御意見を結構いただきます。これに関しましても、「この計画を読んでもいただけますか」と皆様方に積極的に計画に関する資料を配布させていただくことで、地域住民の皆様方にとりましても、地籍調査を非常に身近に感じていただいているのが名張市の特徴であると考えております。

それから、もう1点だけ御紹介いたします。名張市におきましては、本題と外れるかもしれませんが、国土調査法の19条5項指定制度も積極的に活用させていただいております。平成23年から、途中どうしても事業がないときは抜けた年もあります。ほぼ毎年最低1か所は、19条5項の指定申請を送付させていただいている状況でございます。こういった取組を複合的に、総合的に行うことで何とか進捗率をもっと上げていくと、地図の整備が行われた地域を増やしていきたいというのが、私ども担当者の思いでございます。

では、名張市の紹介につきましては、この辺りでとどめさせていただきます。本題の未着手・休止市町村への解消に向けたアプローチでお話をさせていただきたいと思っております。4ページを御覧いただければ、これは現在の未着手・休止市町村の状況になります。こちらにつきましては、この後の事務局からの御説明で詳しく触れていただくとと思っております。この資料につきましては、見ていただくにとどめていただければと思っております。

次の5ページです。私がアドバイザーとしまして全国のいろいろな市町村にお邪魔いたしましてお話を伺っている中で、一般的に未着手・休止市町村が着手・再開に向けて支障であると言われている理由をここに掲げております。一つが財政的に厳しく余裕がない。一つが業務実施のための人員が不足している。それからもう一つ、都市部の場合ですが、権利関係が非常に複雑であって調査を実施するのが困難と。こういったことを理由に掲げまして着手が難しいことをおっしゃる市町村が多いと思っております。

ですが、矢印の下になります。実際のところ、地籍調査につきましては皆様御承知のとおり、財政的には国・県含めまして75%の補助があると。それから、市町村の単費負担であります25%のうちの80%につきましては、特交算入がされることで実質負担は5%です。決して他の事業に比較しましても負担が厳しいわけではないことが挙げられると思っております。また、財政的な面では、市町村財政につきましてはその市町村だけが特段厳しいわけではなくて、全国的な市町村の大半が財政的には厳しい状況に置かれているのが実情であると思っております。その中で実際に地籍調査に取り組まれている市町村が多くございますので、

特段の理由として掲げることは難しいのではないのかというのがまず一つ挙げられると思います。

それから、人員につきましても、これも同じ状況でございます。全国的には人員の定数削減が市町村において取り組まれている中で、実際地籍調査を実施されている市町村でもそれほど人員的に恵まれている市町村はほとんどありません。現実のところでは、担当者としては1名ないし2名で実施をされている市町村が多いのが実情かと思えます。そういったところで言いますと、これにつきましても、どうしても取り組めないという理由としては厳しいと感じております。

それから、都市部に関しましての権利関係の部分です。これに関しましても、当然一つの方法論といたしまして、官民境界等先行調査もでございます。また、権利関係が複雑であるということで、逆に筆界が決まらなければ筆界未定にしようとした場合の損失が、地権者にとって非常に大きいのではないかと。そういったことを考えますと、都市部の方が逆に筆界未定を嫌がる傾向に地権者さんとしてはあるのではないかと思います。その辺りもうまく活用すれば、逆に地方よりも都市部の方がやりやすい部分ももしかするとあると、私としては考えております。

このように、未着手・休止市町村が着手・再開に向けて支障として挙げられている理由は、言い方として適切かどうかは分かりませんが、ほとんどが実際のところ言い訳として挙げているだけであります。言い訳として挙げられていることが、実際には制度のことを十分理解されていないことからそういう理由を挙げられているのではないかと、私としては感じております。

ですので、赤で塗った部分になりますが、何より一番は制度理解を深めることによりまして、着手・再開に導いていくことが可能なのではないかと私としては考えております。実際お邪魔いたしました未着手・休止の市町村に対しまして、このような形で丁寧に御説明をさせていただくことで着手に導いているところがございます。手前味噌になりますが、私は5年ほどアドバイザーをさせていただいております。自分でははっきりした数字は持っていないので申し上げますが、それなりの数の未着手・休止の市町村にお邪魔をさせていただく中で、実際に着手・再開に導けなかった市町村が一つしかなかったという状況です。その辺り丁寧な制度の説明・理解を深めていただければ、十分着手に持っていけるのではないかとというのが実感でございます。

次の6ページの資料になります。これ以降、実際に各都道府県としても、第6次十箇年の

中で未着手・休止を解消する目標が掲げられておりましたので、様々な取組をされております。当然私が関わって把握をしております例のみとなりますが、少し御紹介をさせていただきたいと思います。

具体的な県名を挙げますと支障がございますので、A県、B県の形とさせていただきます。それぞれ簡単に御紹介をさせていただきます。

A県の例につきましては、未着手・休止市町村に対しまして、県の課長級が首長を訪問しまして、毎年度着手・再開を要請する取組をされております。それから、未着手・休止市町村が、少しでも着手・再開に興味を持ったタイミングでもってアドバイザーを派遣することで導く努力をしております。特徴的なアプローチとしまして、この県につきましては、県の単独補助の形で着手・再開に至った市町村に対しまして、最初の段階で非常に戸惑う部分が多いので、その部分をサポートするための県単独のスタートアップ補助の制度を設けられております。この内容としましては、基本的には単独費対応をするべき地籍調査におけるA工程、B工程の部分をコンサル等を入れて準備ができるような形で補助をしている内容になります。それから、もう一つの取組としましては、県の土地開発公社が地籍調査に非常に積極的に考えられているところがあります。その用地業務の経験も豊富なところから、最初の準備段階におきまして開発公社の職員がその市町村にお邪魔をしまして、準備についてのサポートをする取組をされております。これによりまして、A県につきましては、未着手は実際にゼロになった状況にあります。

それから、続いてB県です。こちらと比較的未着手の多い県でございます。取組としては同じようなことを書いておりますが、特徴的なアプローチといたしまして、未着手・休止市町村も含めて、県内全市町村を対象とした研修会を実施されました。その中で、説明だけではなかなか具体的な取組、動きにつながらないということで、説明が終わった後にワークショップの形で、ここのワークショップの班分けが非常に特徴的だと思います。非常に経験が豊富な市町村と、現在未着手・休止になっている市町村を組み合わせまして、未着手・休止市町村が不安に思っているところ、取り組むに際しまして支障と考えられるところをそのワークショップの中で話をさせていただきます。それに対して経験豊富な市町村から、「このようにすればできますよ」というアドバイスをするとところが特徴的かと。この副次的な効果といたしまして、そこでつながりを持つことができれば着手・再開に導いた際にはつながりができますので、様々な不安などの相談がしやすい効果があると思っております。

続きまして、次のページ、7ページです。C府の場合につきましては、こちら未着手・

休止の多い都道府県になります。C府の場合は、その状況を何とか解消するために地籍調査の推進に向けてという府の計画を策定されまして、それを携えて各未着手・休止市町村を回りまして、着手・再開に向けて要請をお願いしていった状況でございます。その下の特徴的なアプローチとして書かせていただきました。今お話し申し上げましたことのほかにも、地籍調査の着手・再開になりますとハードルが高いと感じる市町村に対しまして、後段になりますが、「まず、とりあえず19条5項の指定をやってみたらどうですか」ということにも取り組まれていると伺っております。

最後、D県の場合になります。こちらもやっていたということは今まで御紹介したほかの都道府県と同じような内容になります。D県の場合の特徴的な部分といたしましては、過去の遅延地区の解消です。古い地籍調査の成果として、認証に導けなかった箇所がある市町村がいくつかある中で、その解消に取り組まないといけないとなると、非常にハードルが高いことが不安として挙げられたところがございます。ここも先ほどのB県と同じように、その部分を解消するためにワークショップを開催されまして、そういった不安の解消に取り組まれました。それと、もう一つ特徴的な部分としては、特に未着手・休止市町村の解消に関しまして、県内で経験が豊富でかつ発信力もある市町村担当者の方がおられました。その方を県が推薦をしまして、地籍アドバイザーとして登録をされました。県内にアドバイザーがいる状況にありますので、その方を積極的に活用されまして、「何かあった場合はアドバイザーに相談をしてください」という相談ができる環境を県が中心になって整えられたという取組をされておりました。

具体的な各都道府県のアプローチの御説明は以上とさせていただきます、最後の8ページになります。こちらにつきましては、私が最近あちこちの市町村にお邪魔して、特に強調してお話をさせていただいているところです。地籍調査による地域活性化効果です。どうしても地籍調査は、一般的には防災・減災の効果やそういった部分が重視されることが多いです。実務を私がやっている中で、実感として感じた部分といたしまして、地籍調査が終わった地区に対しまして、民間業者がデータをくださいという依頼が非常に多くございました。そうしたことから、一度具体的にどうなのか、実態をつかみたいと思って過去5年に遡って調査をした結果がそちらの資料になります。

こちらを見ていただきますと、名張市におきましては、今現在D I Dを中心に地籍調査をさせていただいているところはあるかと思えます。実際地籍調査を実施された地区、それから地籍調査に着手していない地区の比較をいたしますと、この中には実は19条5項で指

定されたエリアも含みますが、圧倒的に地籍調査実施済みエリアの方が民間投資、民間開発の件数が非常に多いという結果が出てまいりました。この辺りにつきましては普通、常識の範囲で考えれば、地籍調査を実施していないエリアになりますと、当然現地立会いを実施したり、測量を実施したりコストがかかる。ですが、地籍調査が実施されておれば、立会いも終わっており測量データもある中で、そういったコストをかけなくても済みます。民間としてはそれほど高いコストをかけずに開発が行えることで、民間がそちらに流れる、導かれるのは、当然考えれば分かるころではあります。実感として調査をしてみますとそのような結果が出たことで、実は地籍調査を実施することによりまして、民間投資を誘導し、地域活性化の効果が非常に生まれるのではないかと、こういった具体的に数字なり、地図として作ることができました。これを持っていきまして、未着手・休止市町村に「防災・減災だけではなくて、地域活性化の効果もあります」と、アピールの一つとして持っています。と申しますのは、実際未着手・休止でお邪魔させていただいた市町村の中には、内陸部で津波の心配がない、平野部なので土砂崩れの心配もない、市町村内に大きな河川もないので浸水の心配もないところに、防災・減災を訴えたところで着手・再開には導けない。何か別の効果を御紹介しないとなかなか難しい。逆にそういう平野部ですと市街化されておりますので、こういったところを御紹介させていただくことで、実際今お話した市町村につきましても現在着手していただいて、非常に積極的に取り組んでいただいている状況でございます。

最後になります。9ページ、まとめといたしまして、実際に有効なアプローチとして私が考えさせていただくところです。まず、一つ目として、未着手・休止市町村の不安を取り除くことが一つです。2番目といたしましては、未着手・休止市町村の制度理解を深めることが一つです。3番目といたしまして、新規着手・再開時にできるだけ支援策を準備する。この中にはアドバイザーの活用や、先ほど申し上げたような着手・再開時を限定した補助制度などが挙げられると思います。4番目といたしまして、着手・再開に向けた相談環境の整備です。これに関しましても、初めてやることに対しましては不安が常に伴いますので、そういった不安を解消していくのも一つ大きなアプローチかと思えます。それから、最後、5番目です。新規着手・再開へのモチベーションの向上です。単に事業として地籍調査に取り組むだけではなくて、市町村としての意味を見出していただく。一番私が心配しますが、着手・再開していただいて、でも1地区でつまづいて再び休止に陥ってしまうことだけは避けなければならないと感じております。そうした点から言いますと、この5番目も非常に重

要なポイントと考えております。

非常に雑ばくで簡単な御説明で申し訳ありませんが、以上で私からの説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【清水委員長】 大変興味深い御発表でございました。本当にありがとうございました。

それでは、続いて、事務局が現在考える今後の方向性について、高藤課長から御報告をお願いしたいと思います。

【地籍整備課長】 地籍整備課長の高藤でございます。資料2を使いまして、今後の皆様方の御議論に資するような材料の提供をさせていただければと思います。

それでは、早速御説明いたします。まず、1ページでございます。第6次十箇年計画における記載と実績についてです。先ほど荻田係長からの御説明にもございましたが、6次計画では、中間年を目標に未着手・休止市町村の解消を目指す目標が掲げられていたところがございます。実際のところはどうかという、計画策定時は一番下の表の左側でございます。604の未着手・休止市町村があったものが、平成29年度末のデータでございますが、443と4分の1ほど減っていますが、まだそこまでとどまっているという状況でございます。

続いて、2ページでございます。未着手・休止市町村の解消に向けた課題の整理です。現行計画を含めて、これまではどちらかという地籍調査の重要性を市町村や住民に対して周知・啓発することを重点的に行ってきた状況であるかと思っております。東日本大震災などをきっかけとして、地籍調査の災害対策の観点からの重要性に着目されて、着手市町村が増えてきている部分はありますが、目標はまだ達成されていないところでございます。

なぜ、進まないのかという部分については、先ほどの御発表にもありましたが、我々もアンケートを取りましても、市町村の予算や体制が十分でないことを理由に挙げられる市町村が多くあります。一方で、そこで止まってしまっていることもありますので、そこから前に進めるために、以下のようなアプローチではどうかということで挙げさせていただいております。

一つが、現に多くの市町村が実施中であることに鑑みれば、必ずしも予算や体制がボトルネックというわけではないのではないかと。これは、実はできることを知ってもらうことが必要なのではないかと。もう一つは予算・体制が準備できるとしても、ではどのように手を付けていけば良いか分からないと。これは我々も未着手・休止市町村にお話をすると、「どのようにやればいいのか分からないです」というお話も実際にお聞きします。そこ

はやり方を知ってもらう形でうまく工夫する必要があるのではないか。もう一つは予算・体制が準備できて調査の進め方も分かるが、「なかなか難しくてできないですね」という市町村もあるかもしれない。これは現に進められている市町村にも寄与するところですが、調査の進め方そのもののハードルを下げることが必要なのではないかと考えております。

それを踏まえて、先ほど掲げられた三つについて、具体的にどういふことをやるのかをまとめた案が3ページ目でございます。こうした課題解決型のアプローチを進めていけばどうかということを書いております。

一つはできることを知ってもらうことで、これは予算・体制の規模感を発信して、「意外とこの程度で実はできますよ」ということをお知らせする。先ほど荻田係長のお話でも、1名、2名の体制で実は実施している市町村も多いというお話がありました。ここについて、もう少し我々も伝えていく努力が必要なのではないかと。また、市町村の取組状況が、これは追って詳しく説明しますが、なかなか横の市町村の状況が見えない状況にもなっています。ここを少し改善できないかと考えております。

もう一つはやり方を知ってもらうことで、分からない自治体の方には、それをどのようにやれば良いのかということをもう少し手取り足取り教えるような仕組みを設けることはどうか。これはまさに荻田係長もやっていただいているように、地籍アドバイザーという制度があります。ここをもう少し未着手・休止市町村の改善に資する形で運用を見直すことができなかと考えております。もう一つは民間への包括委託制度の更なる活用です。これは6次計画から体制の弱い市町村に対する支援策として創設されたものです。前回の小委員会で、藤巻委員からもお話がありましたように、こういった制度をうまく使うことによって人員が足りない市町村でも調査に取り掛かることが容易になります。これをもう少しうまく使っていただく工夫ができなかと考えております。あとは、まさにマニュアルのようなものの整備も余りできていない部分がありますのでそういったことも必要であるかと考えております。

最後の3番目、ハードルを下げるのは、これは未着手・休止市町村以外にも効果があるものでありますが、効率的な調査手法の導入です。これまで中間とりまとめまでにこの小委員会で御議論していただいたような、地籍調査そのものをやりやすくしてハードルを下げるのが未着手の対策にも効いてくるのではないかと考えております。そういった意味で、新しい手法を入れることはハードルを下げることに当然つながります。一方で、その手法をうまく市町村に使っていただかなければならないという部分もあります。その新しい手法

の普及促進も重要なのではないかと考えているのが、この三つ目のアプローチです。

それぞれについて、補足で御説明いたします。まず、4ページ目でございます。予算・体制の規模感の発信です。なかなか実はこれまで国でこういった資料の発信が十分にできていなかった部分もあります。我々でも調べてみますと、市町村の体制が実際このグラフにもありますように、左側が普通の地籍調査実施中の市町村全体の平均です。3.2人ほど、これは臨時職員の方を除いてもこの程度の人数で実施しているというものです。そういう意味では、半分の市町村は3人未満で実施しておりますし、4分の1程度の市町村は2人未満で実施しています。先ほどの荻田係長の発表にあった1人、2人ぐらいで実は実施していることになっています。さらに、右側は10条2項委託、これは包括民間委託を採用されている市町村です。そちらは平均で2.4人ですので、10条2項委託を採用すれば、更に小さな体制でも実はできている市町村があるということになります。

続いて、5ページ目が予算でございます。予算につきましては、これは今着手している市町村の予算の規模別に並べたものでございます。そういう意味で、事業費ベースで1,000万未満で実施している市町村が全体の3分の1を占めると。これは国と市町村と都道府県の例の負担割合にしますと、実は市町村負担は250万円未満となります。さらに特別交付税の措置が入ると考えると、そのうち8割は特別交付税で負担するという制度となっています。250万円程度の規模の予算で実施できることを考えると、そこまで実は金額のハードルは高くないのではないかとということが挙げられると思っております。

続いての6ページでは、現に最近着手をしていただいている自治体です。左側埼玉県横瀬町の例では、町の負担は131万円、職員も兼務3名と臨時職員1名の体制で実施しています。右側の静岡県賀茂地域についても、各市町の負担は156万円、地籍担当職員（兼務）1名、臨時職員1名という体制で実は実施しているという実例もございます。こういった実例を基に「そこまでハードルは高くないですよ」と伝えていくことが重要ではないかと思っております。

また、市町村の取組状況の見える化、これは7ページでございます。これは国でやります地籍調査のウェブサイトでございます。現在都道府県単位の進捗状況については、一覧性を持ってこのように出ております。これをクリックすると、それぞれの市町村の状況については、どこでどのように地籍調査が終わっているのか、実施中なのかといった情報が表示される仕組みになっています。一方、都道府県内の市町村の状況は一覧性を持った地図としては載っていません。

資料7ページの下に、自治体から御参加いただいている委員の地元である静岡県と兵庫県の地図を参考に載せております。こういった形で載せると、同じ都道府県内の市町村ごとの進捗はどうかといったことが横で比較できますので、そういう意味で自治体としてもそういった情報を参考にすることができ、住民としても隣の町との比較ができるという部分もあります。こういった喚起も実は必要なのではないかと考えております。

続いて、8ページ目の地籍アドバイザーの選任・重点派遣です。地籍アドバイザー制度については、地籍調査に豊富な知識・経験を有する方を、荻田係長のような地方公共団体の職員の方、測量士の方、千葉委員も地籍アドバイザーに登録いただいております。あとは土地家屋調査士の方など、こういった方を登録していただき、各市町村に派遣したり、県に派遣したりして、地籍調査について先ほどの未着手・休止の問題や、滞った場合にどうするかといったこととお話をさせていただくという制度がございます。こういった制度を、もう少し未着手・休止の解消につながるような、例えばブロックごとに1人や2人そういった専門の方を置いて、そのブロック内をやっていただくことを通じて、未着手・休止にもう少し重点を置いた運用もあり得ると思っております。

続いて、9ページでございます。包括民間委託の更なる活用です。こちらについては6次計画で導入した制度でございます。前回も藤巻委員から御質問がありまして、御紹介しました。現在、平成29年度で113の市区町村に使っていただいている状況でございます。前半でもお話ししましたように、この制度を使うと職員の負担は大きく減る部分がございます。今も100程度の市町村で使っていただいておりますが、これをもう少したくさん使っていただくことが重要かと。そのためには、包括委託制度を実際に活用して調査に着手して進んでいる事例を我々も吸い上げてまとめて、「やるときにはこういうところに気を付けてやっていくべきですよ」ということを周知したり、地籍アドバイザーが御説明される際に活用していただくといった取組が必要なのではないかと考えております。

続いて、10ページ目は効率的調査手法の導入です。書いておりますのは、中間とりまとめまでに皆さんに御議論していただき、現地調査の процедуруもう少し見直しましょうというお話と、都市部の官民境界や山村部のリモートセンシングデータによる効率的な調査手法の導入のお話でございます。こういった調査手法を入れることによって、そもそもこれは既存で今もやっていただいている自治体もそうですが、調査そのもののハードルが下がる場所があるかと思っております。私どもでも未着手の自治体にお話しするときに、都市部の自治体であれば「官民境界等先行調査からならやれるかもしれない」といった声もお聞きします。

そういうところも含めて、こういった手法を導入していくことは非常に重要であると思っております。

こういった手法を普及していくためには、例えばリモートセンシングでは実際にまだ地籍調査までたどり着いていないといった話もあります。これについては国の基本調査の枠組みなどもうまく使って、きちんとできることを市町村の方に伝えていくという意味での普及も必要であると思っております。また、地籍アドバイザーの御協力もいただいて、いろいろ普及していくことが重要と思っておることを書かせていただいております。

最後11ページでございます。国の基本調査のお話が出ましたので、少し御紹介をさせていただきます。基本的に地籍調査そのものは自治体、市町村で進めていただくこととなりますが、体制の十分でない自治体のために地籍調査の基本的な情報を整備する制度として国による基本調査を行っております。実際には下にありますように、神奈川県三浦市などで、国が官民境界基本調査として、立会いまではしないのですが、境界情報を調べて自治体に渡した結果、実際に地籍調査に着手していただいている事例もございます。

今度次期十箇年計画に向けて、この基本調査についても一定の見直しが必要かと思っております。そういった意味では、今回中間とりまとめまでに非常に効率的に進めていく手法を皆さんに検討していただけてまとめることができました。こういった新しい手法を国の基本調査を活用して、自治体に普及促進していくことを基本調査でやっていくことも一つの方向性かと思っております。そういったことも事務的に検討していつはどうかと記載しております。

私の説明は以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、これから荻田係長の御発表と高藤課長からの御報告についての意見交換の時間に入りたいと思います。御意見のある方は是非挙手をお願いしたいと思います。なお、後半の議論のときに、余裕があればこの議題も含めて議論を継続したいと思っております。ひとまず、この段階での御質問でも結構です。御質問、御意見等おありの方は挙手をお願いいたします。

御遠慮なく。どうぞ、石井委員。

【石井委員】 兵庫県でございます。兵庫県では、41市町のうち6市町が休止中がございます。非常に進捗率の高いところは68パーセント、平均でも46パーセントであり、主に山林、難しい都市部が残っている。都市部については今いただいたお話で、普及してい

たいと思います。山林部がもう人工林はなくて、そういう意味では優先順位も低いです。優先順位が低いがゆえに抑えてしまっていると。今兵庫県の進捗率の平均が26パーセントですから、例えば68パーセントぐらいの進捗率があるところが兵庫県全体がこの率まで追いつくまで待っているような状況になると、もう何十年も休止状態が続いてしまうというおそれを抱いております。新しい手法があればそれは活用させていただきたいと思いますので、一方でそのときには皆が全国的に始まるとこれで予算が足りるのかということも、県としては心配をしております。是非予算の確保をお願いしたいということと、特に10条2項をやりますと、兵庫県は今12市町で実施をさせていただいております。1割ぐらい単価が高くなります。それも予算に反映していただければありがたいと思います。

あと、市町と会話する中で聞こえてくるのはまずは公共事業です。知事と各県民局、兵庫県は10に分かれており、それぞれで議論する場が年に1、2回あります。そのときに道路や河川、各市町からはそういう要望がたくさん挙がってきます。そういうところはまさに優先順位、それは交付金だけではなくて、補助金等もございます。そういうところで進めていくのが一つかと思っています。

あともう1点です。事例ですが、休止市町が山林の調査を始めた市がございます。それは森林組合がもうしっかりと山の地籍をやっていないとだめだと、境界が分からなくなるという話を普及・啓発してくれました。その声が市町まで届いて、山林から始まった事例がございます。できたら、行政同士の危機感だけではなくて、そういう地域住民も巻き込んで、要望として挙げていくのが行政としては非常に大事だと思います。

以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

時間が限られておりますので、御意見を皆様から頂戴する形で進めたいと思います。

藤巻委員、どうぞ。

【藤巻委員】 荻田係長、ありがとうございます。アドバイザーの仕事など具体的に分かりました。

この荻田係長の資料や国交省側の資料を見ていて思うのが、未着手・休止がひとくくりではないのではないかという印象を持っています。未着手の人たちの不安はまさにここに書かれているような不安が並んでいて、休止は一旦取り組んでみて、途中で挫折したと。何らかの形で止まってしまったということなので、未着手の人たちに対する対応策はまさにこのとおりであると思いますが、休止の人たちへの対応策は、先ほどアンケートを取っている

というお話がありましたが、何が原因でどこが止まっているのか、きちんと踏まえた上でそれに対しての説明が必要だと思います。それは新しい調査手法をきちんと説明し直すことも含まれるのかもしれませんが。未着手が半減している。ところが休止はほぼ減っていない。この状況を見ると、未着手をとにかく5年間でゼロにすることと休止を半減させるぐらいの目標が必要だと思います。今の兵庫県のお話のように、休止を再開させる方が結構重たい印象を持っています。この二つは分けて対応策を考えた方が良い気がいたします。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

千葉委員、どうぞ。

【千葉委員】 アドバイザーのブロックごとの派遣は、私は賛成です。地籍調査の場合、地区の慣習が大きいものですから、他地区に行って「うちの地区はこうでした」という話もなかなか難しい。最近の事例を見ますと、遠方にアドバイザーが行くことが多いものですから、県内ですぐに対応できる体制を取らせていただくことには賛成です。

それと、休止地区には未送付地区の問題もあると思いますので、未送付地区についてもアドバイザーを活用して、何とか登記所に成果を送付する形を取っていただきたい。

【清水委員長】 未送付とはどういうことですか。

【千葉委員】 法務局まで送られていない成果があるということです。そちらが結構あるのではないかと考えています。その対策をアドバイザーを活用してやっていただければと思います。

【清水委員長】 なるほど。

【千葉委員】 それから10条2項についてですが、荻田係長もそうですが、私も本業を持っていて、なかなか時間的に余裕がなく、長期の派遣や緊急の要請に対応することが難しいところです。他のアドバイザーの方々も同様かと思います。今は、民間資格の活用といったものが重要視されていますので、地籍調査に関する民間の資格を活用するのも一つの手であるかと思います。是非御検討願いたいと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。あと1件だけお伺いしたいと思います。

どうぞ、吉原委員。

【吉原委員】 ありがとうございました。今日の資料2点は、今まで見たことのある地籍調査に関する資料の中で、一番感激いたしました。現場の実態や本音がようやく少し垣間見えたような気がいたします。また、地籍整備課で作成されましたこの予算・体制の規模感に

関するデータも非常に貴重です。こうしたものをより自治体の方にお示ししていくことが、実態を分かっていた上で重要であると思いました。

そして、資料2の2ページで「なぜ進まないのか」が3点、きれいに整理されています。荻田係長のお言葉をお借りして、あえてここにもう一つ付け加えるとすれば、未着手のところについては、地籍調査を行うことの市町村としての意味がまだ十分に伝わっていない部分があるのだらうと思います。それをこれから伝えていくことが重要で、それに関連して高藤課長から、なかなか横の市町村の状況が見えない状況になっているというお言葉がありました。近年自治体ではいろいろな分野において広域連携が進んでおり、地籍調査においても広域連携が一つ大事ではないでしょうか。それを進めるコーディネータの役割として地籍アドバイザーの存在が非常に重要であり、今登録が58名ですが、これをより拡充していくことが大事なように思いました。

【清水委員長】 ありがとうございます。

大体予定の時間がまいりました。大変重要な問題で議論を続けたいのですが、この後の議題の「報告書」の「(素案)」に入ります。当然、今のテーマはその報告書の中でも重要な論点になってきます。その「報告書」の「(素案)」の議題の後の意見交換の中でも、適宜内容に触れていただいて結構かと思しますので、よろしく願いいたします。

【地籍整備課長】 事務局から、1点だけ。藤巻委員からお話のあった未着手・休止を分けて考えることは、そのとおりだと思います。休止につきましても、我々のアンケート結果では、同じように予算と体制が理由であるという回答の比重が実は高くなっています。もう一つ、住民との間の調整が難しいという課題もあります。これに関しましては、住民となかなか話がうまくつかない部分があるので、まさにプロに入ってもらってそこをどう処理するのかという課題と、あと、住民と話がうまくつかないという中には所有者が見つからないので前に進めないという事情も含まれております。そういった部分の手続の見直しが実は効いてくるかと思えます。

予算と体制の話は、そういう意味では、実は未着手と途中で休止する市町村は基本的には同じ部分もありますので、それほどお金のロットが必要という話ではありません。あと藤巻委員に前回お話いただいたような「なかなか人員体制が大変です」という部分は、「包括民間委託のような制度も入れてきていますので」と説明していくのが、非常に重要だと思っております。少し補足をさせていただきました。

【清水委員長】 ありがとうございます。

では、議題3「報告書(素案)の説明」に入りたいと思います。これは地籍調査の御担当が高藤課長、そして、土地分類調査の御担当が坂課長でございます。それぞれから御報告をお願いしたいと思います。

【地籍整備課長】 引き続き、高藤でございます。資料3で「報告書」の「(素案)」という形でまとめさせていただいております。

この報告書そのものについては、前回までの中間とりまとめの部分からの加筆の部分で青字で記載しております。まず、1枚開いていただいて、目次のところを見ていただければと思います。全体の構成として、「I.はじめに」と「IV.おわりに」については、地籍調査と土地分類調査を共通化しました。あとは、2番で地籍調査について、3番で土地分類調査についてという書き方をさせていただいております。そういった意味で、地籍調査については中間とりまとめまでに非常に精力的に御議論していただきましたので、追加で議論した部分で「(4) 調査区域の重点化」の部分、今回議論している未着手・休止市町村の解消を先取りで書かせていただいている部分がございます。土地分類調査については、今回新たに書かれている状況になっております。

それでは、順次説明してまいります。まず、1ページ目、「I.はじめに」のところがございます。前段の地籍調査に関するいろいろ検討してきた経緯をそのまま、これまでのところを残した形にしまして、地籍調査の部分につきましては、中間とりまとめ以降のことを書かせていただいております。中間とりまとめとして2月27日に公表するとともに、それ以降は優先地域の考え方や、地籍調査の状況を表す指標の考え方、本日の未着手・休止市町村などの議論を更に検討してきたところです。土地分類調査についても「検討を行ってきたところである」と記載し、「本報告書は中間とりまとめを基礎としつつ、4月以降の追加的な議論を踏まえ」て次の「十箇年計画に向けた具体的方策の方向性をとりまとめたものである」という部分の記述を追加しているところでございます。

地籍調査につきましては、前段部分がそういった意味で大きく変更はないのですが、時点修正的なものと、後に気付いたもので記述を追加している部分があります。5ページ目でございます。課題に対する対応方針の中で、並行して進んでおりました特別部会の議論を紹介している文章が19行目からあります。ここで土地所有者の責務として、境界画定などにも協力することが入っていることを述べております。特別部会のとりまとめの中では、地籍調査そのものが土地の境界を明確化する重要な役割を担うインフラである、という記述がされています。それが漏れておりましたので、それを形式的に追加しております。

あと、少し飛びますが、9ページ目の26行目でございます。山村部のリモートセンシングデータの活用促進です。「リモートセンシングデータについて、まだその手法が確立途上の段階にある」という書き方をしています。本年度から一部の自治体でリモートセンシングデータの取組を始めていただいたところがあります。それを「令和元年度より試行的に取組を開始した実施主体はあるものの」という部分を追記させていただいております。これも時点変更の形でございます。

続いて、10ページでございます。調査区域の重点化の中で、この「(4)」のところでございます。16行目から23行目までは、前回も入っていた基本的な考え方でございます。これを深掘りした形で、「① 優先実施地域の検討・整理」を24行目から追加しております。こちらについては、前回御議論いただいた方向で、6次十箇年計画においては、土地区画整理事業などが実施済みの地域や、大規模な国公有地などを地籍調査の優先度が低い地域として位置付け、これを除いた地域を優先度が高い地域としていた、と。次の十箇年計画においても、この考え方を基礎として地籍調査の優先度が高い地域を設定した上で、その中で更に優先的に効果の高い地域の調査を実施していくことを目指して、今後10年間で特に優先的に実施する地域を検討・整理すべきである、と記載しました。この検討・整理に当たっては、社会資本整備、防災対策、都市開発、森林施業・保全、所有者不明土地対策との連携といった予算上の重点的な支援対象の考え方や、地籍調査の実施主体の意見なども踏まえて検討していくことが必要であると記載しています。

続いて、11ページ目でございます。「② 地籍整備の状況を表す新たな指標の設定・公表」です。こちらについても前回御議論をいただきました。これまでの都道府県別・地帯別の地籍調査の進捗率だけではなく、もう少し進捗を国民に分かりやすく伝えるとともに、実施主体がその進捗を把握できるようにするために、施策分野ごとの達成状況を表す新たな指標の設定・公表についても検討することが必要である、と記載しております。その新たな指標の例示として、例えば、優先度が低い地域を除いた地域における実施率、優先度が高いところの実施率や、各市町村における最近の取組状況を評価するための数値や、災害想定区域における実施率などが考えられるということを記載しております。また、指標の設定・公表に当たっての留意点として、市町村への啓発や住民の理解醸成、一定の施策実施状況の明確化など、それぞれの指標が持つ目的や意図を明確にすることが重要である、と記載し、また、設定・公表に係る調査主体の管理負担の考慮が必要であることについても一言触れております。

続いて、同じ11ページの28行目から、「(6) 未着手・休止市町村の解消（課題解決型のアプローチ）」の段落を設けております。これは本日議論していただくものですので、仮置きとして基本的に私が先ほど発表いたしましたことを記載しました。6次計画に位置付けられた市町村の解消状況を29行目から33行目で記載し、34行目から、未着手・休止の主な原因としては予算・体制が挙げられていることを記載しております。そこをもう少し深掘りしていく必要があるのではないかと記載しております。その課題解決のためにということで、私の先ほどの説明で三つに分けて並べさせていただいたことを次の段落の5行目からの段落、10行目からの段落、14行目からの段落でそれぞれ記載しているという形になっております。

続いて、土地分類調査についてです。

【国土情報課長】 国土情報課長の坂でございます。

それでは、13ページからの「Ⅲ. 土地分類調査について」、御説明いたします。13ページから16ページ、それから17ページの上までの約4ページでございます。大きく2点、13ページの中ほどから始まります土地履歴調査の現状と課題についてまとめた部分と、15ページの下から始まりますそれを踏まえた今後の方向性、この2点に分けてまとめております。

では、まず13ページから始まります。1点目といたしまして、土地履歴調査の概要と効果でございます。23行目から始まります第1段落につきましては、これは法の定義を引用いたしまして、土地分類調査の内容について国土を有効に利用するために科学的、総合的な調査といたしまして、主要な自然的要素などについての調査を行って結果をとりまとめるというもので示しております。

それから、29行目からの第2段落でございます。こちらでは第6次十箇年計画、現行計画からの取組といたしまして、土地履歴調査を重点的に実施することとしています。具体的には、過去の自然的、人工的な土地の成り立ち、32行目以降の例を示しております。例えば、その土地がかつて河川であったところに今地面がある、今地面があるところも実は盛り土が過去に施されているような土地の履歴に関わる客観的な情報を地図の上でデータとして整備することによって、土地固有のリスクが明らかになる効果を記しております。また、その成果につきましては、14ページ上です。GISデータとして無償提供していることから、土地の適正な利用、取引の適正化に資する効用の期待についても記しております。

それから、「(2)」といたしまして、調査の実施状況のレビューでございます。この土地履

歴調査につきましては、地籍調査と異なりまして、基本的に国が実施するものであること、それから、既存の空中写真、過去の地図、さらには災害などの文献記録、こういったデータを解析して行う調査であります。基本的に予算が確保されれば、計画目標が達成される性質のものでございます。

現行の第6次計画における目標につきましては、三大都市圏など、更に災害の被害が甚大となるおそれが高いD I Dを中心にいたしまして、全国のうち18,000平方キロメートルを目標としておりました。この結果につきましては、30年度末の時点で目標の96%に及ぶ17,237平方キロメートル、これをカバーしたということで、おおむね必要な予算を確保しつつ目標どおりの面積をほぼ達成した状況でございます。

続きまして、「(3)」でございます。その間の社会・経済状況の変化として、2点まとめております。まず、1点目が自然災害の激甚化、さらには今後起こる可能性が高いとされる巨大地震のおそれといった状況でございます。南海トラフにつきましては、今後30年以内に非常に高い確率で発生が懸念されます。その他の自然災害につきましては、昨年は岡山県などでの豪雨災害、それから北海道胆振東部地震などの地盤の被害、こういった土地条件に起因するような大きな被害をもたらした災害が発生していることから、土地の潜在的なリスクへの関心も非常に高まっていることが挙げられるかと思えます。それを具体的にまとめておりますのが、「②」でございます。国民の意識・関心の高まりへの配慮が重要であると、この過去10年で起こった大きな状況の変化であるとまとめております。

こういった状況を踏まえまして、課題と今後の対応方針を14ページから15ページまでまとめております。

まず、課題でございます。この土地履歴調査につきましては、過去の土地の成り立ち、土地利用の変遷、さらには過去に起こった災害の範囲の図示を踏まえますと、土地の災害リスクを考慮するに当たって基礎的な情報として非常に有用であると考えられます。本十箇年計画でもカバーした範囲といたしますのが、4行目からでございます。全国のD I D地区で見るとカバー率が55%、県庁所在地及び中核市以上の市における実施率が57%で、いずれの指標を用いまして、大体人口が集中しているところの半分強をやっとカバーした状況であります。現状、ほかにも災害のおそれが多い市町村が多く存在しておりますので、こういったところについてのカバーがなされていない状況がございます。また、その成果につきまして、なかなか専門的なデータであることもあって、利活用が十分に進んでいるとは余り言えない状況でございます。

これらを踏まえた対応方針、14行目以降の「②」でございます。対応方針といたしましては、このような有用な調査でありますので、是非ほかの地域にもカバー率を拡大させてより基礎的な災害リスクに備えるデータとしての整備を行うべきというのが、まず挙げられるかと思えます。また、20行目以下でございますが、調査成果の利活用促進を図っていく。さらには28行目以下で書いておりますが、一層分かりやすい形で情報発信をいたしまして、より多くの国民の皆様にご利用していただけるように取り組んでいく必要があると、こういった方針を立てております。

続きまして、2番の具体的な方向性でございます。まず、カバー範囲の拡大でございます。現状では人口が多いところから取り掛かり、10年で実施したところは三大都市圏、さらには周辺の一部の地方都市に限られております。今後カバーすべきところであり、例えば南海トラフ地震防災対策推進地域では、伊勢湾岸の諸都市、瀬戸内海沿岸の諸都市も含まれますが、こういったところがまだ整備がなされていないところが多くございます。そういった地方圏にも調査範囲を拡大してカバー率を上げていくべきではないかと考えております。

それから、2点目でございます。その中で10年間をかけて地方圏で継続して調査を実施していくにしても、災害リスクの高いところをより優先的に実施すべきではないかという論点がございます。先ほど申し上げました南海トラフ地震防災対策推進地域などの災害リスクが高い地域を優先的に実施して、より迅速にリスクへの備えを確保することが必要ではないかと考えられます。具体的には11、12行目でございます。法に基づく災害の想定区域の指定の状況や自然地理学的観点から見た災害への脆弱性、さらには現在及び将来の予想としてのD I Dの変遷、人口集中度を総合的に勘案して優先的に実施すべき地域を決定すべきではないかと考えられます。

さらに、2点目でございます。調査成果の利活用の促進といたしまして、このデータをより広く活用していただくために、例えば当課で別途GISデータとして整備しております国土数値情報です。これは国土の基本的な情報をデジタル化して、GISで重ね合わせて分析できるデータとして無償提供しているものでございます。そういった他の地理空間情報との組合せを図っていく工夫が必要ではないかと考えられます。

さらには、「(3)」でございます。令和4年度から高等学校の教育課程において、「地理総合」が必修になることから、より多くの方々に分かりやすい形で地理に関する情報提供を充実させていくことについても留意すべきではないかと考えられます。

最後に、16ページから17ページにかけて、「(4)」でございます。今後の調査の効

率化、高度化です。現状既に実用化されている新たな技術といたしましても、例えば、レーザ測量によります標高データの活用、空中写真の高精度化、既存の写真を組み合わせて3Dのモデルを作成する技術、こういった新たな技術を取り込みながら限られたリソースの中での調査の効率化、高精度化を検討していく必要に留意すべきことも考えられると思っております。

土地履歴調査の部分の御説明は、以上でございます。

【地籍整備課長】 最後の、「IV. おわりに」の部分でございます。17ページでございます。「IV. おわりに」は、1段落目は地籍調査を取り巻く背景、2段落目で土地分類調査に関する背景を記載しています。最後、「このような中、本小委員会では」、「次期十箇年計画に向けた具体的方策の方向性を報告書としてとりまとめたところである」と。その後、「折しも、国土審議会においては、土地政策の全体像の再構築に向けての議論も開始されたところであり、本小委員会のとりまとめは、かかる議論においても重要な意味を持つものである。」と記載しております。

こちらについては、参考資料1を御覧いただければと思います。この参考資料1の3枚目です。こちらの小委員会は企画部会に設置されておりますが、その親となります国土審議会の土地政策分科会が、5月22日に開催されております。参考資料1の3ページ目でございます。この5月22日の土地政策分科会で、この検討小委員会の中間とりまとめについても報告しております。土地政策分科会としては、今後土地政策の全体像に関する議論を進めていく流れができあがっております。並行して土地基本法の改正の内容や私どもの国土調査法等の改正についても検討していく流れが入っております。

そういった意味で、今回この7月頃を予定しております地籍調査の小委員会のとりまとめの結果も、こちらの議論に寄与していくこととなります。こちらをここでは「かかる議論においても重大な意味を持つもの」という表現をしております。閉め方は報告書にもよくあります「今後の次期十箇年計画の検討の基礎とされ、新たな計画の下での調査の進展に寄与することを期待する」と記載しております。

説明は以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、この「報告書（素案）」についての議論に入りたいと思います。活発な議論をお願いしたいと思います。また、事務局とのキャッチボールはひとまず置いておき、委員の皆様から多く御意見を頂戴して、最後で事務局から回答すべき点があれば回答していただ

くという形を取らせていただければと思います。

その前に、今日はせっかくの機会でございますので、萩田係長にも是非議論に参画をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。これから議論ですが、これまでまだ御発言いただいていない方を、とりあえず優先で御意見賜りたく存じます。挙手をお願いしたいと思います。

どうぞ、山脇委員。

【山脇委員】 私からは11ページの「(6) 未着手・休止市町村の解消」について。今日前半でも意見交換したところでもあります。この未着手と休止市町村は、私も少し違うスタンスもあるのではないかと、藤巻委員と同じように感じました。もちろん挙げていただいていることは共通しているとは思いますが。

未着手の市町村につきましては、先ほど吉原委員からお話がありましたが、地籍調査の意味、意義、その辺りをまず知っていただくことと、国の方針であるという認識ですが、やってもやらなくてもいいということではなくて、これは是非やらなくてはいけないことだと、そういうところを理解していただくことが大事かと思っています。

それと、休止市町村につきましては、少し細かいところを詰めていくと、それぞれの事情があるのではないかと思います。そここのところをきめ細やかに聞いてあげることも大事かと思っていますし、休止してからどのくらいたっているかによって、休止して以降にずいぶんこの制度も変わってきて、いろいろな検討もされて、法改正などもされているわけです。その辺りをもう少し「あの時はこうでしたが、変わっていますよ」と御理解いただく。「ですので、もう1回やってみませんか」という勧め方もあるのではないかと、そう思いました。

それと、市町村の方に、市民の方に認知していただく方法として、先ほど資料2の7ページのところの下段ですが、もう少し細かい都道府県ごとの色分けの図をとということで、7ページの下段のところで作っていただいている、こういうものを公表したらどうかと出していると思います。これについても、前回私がお話した私のイメージどおりのもので、とてもいいと思います。しかし、この公開方法もホームページだけでどうなのかというのが少しあります。ホームページは能動的に見られる方にしか目に入らないので、そうではなくて、もっと身近なメディア、ラジオ、テレビなど、そういうもので政府から広報していただくことも検討されればどうかと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのほかいかがでございますか。

どうぞ、片山委員。

【片山委員】 基本的なことで申し訳ないです。土地分類調査のことにつきましてです。現在元々農地だったところが放棄されて、かなり森林に変わってきている。全国を見てもそういう土地がかなりの面積であるのではないか。そういうところの分類はどうなっているのか。それから、それが農地のままですと、例えば災害が起きたときに、そこに山の事業、林野庁の事業を入れようとしても農地であるために入れられないなど、そういう危険性、リスクはありますよね。その辺りのところを教えていただければと思いました。

【清水委員長】 これは、坂課長から回答いただいた方が良くと思います。簡潔によろしくをお願いします。

【国土情報課長】 まず、この調査では、土地の利用状況の100年前と50年前という過去の2地点における状況をフォローしております。基本的に農地が放棄されて森林になったという動きは多分過去50年以内に起こっていますので、この調査では挙がってこないこととなります。それで、その代わりに先ほど申しあげました当課で別途整備しております国土数値情報で、現時点での最新の事業の状況などをGISデータとして配布しております。そちらにおきまして、現況としてその土地が森林なのか、農地なのかを航空写真からの判読状況によって判断いたします。そういったものでいきますと、現況がもう既に森林となっているところだと、森林として分類されます。少し耕作放棄が進んだくらいですと荒地のような、また別途違う状況として、飽くまで自然的な特徴を捉えたデータとして整理されるのではないかと思います。

それから、農地であったところを現況が山のようになっているところでも、地目として農地のままですと、基本的に林野庁の事業をなかなか入れづらいのではないかと思います。そういったところは完全に荒地を出して、経済的に意義のある樹木が育つようになる状況は、なかなか我が国では起こりづらいこともございます。多分完全に人工林として利用されていけば、林野庁の事業の対象になるのではないかと。少なくとも森林法上の森林として森林計画が立てられたところであれば、そういったことがあるかと思います。そうでないと、地目が農地のままで荒れている状況になりますので、そういったところは完全に林地に転換するといった主体的な意思での作意が入らないと、そういった事態が起こらないのではないかと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。

どうぞ、近藤委員。

【近藤委員】 今の森林の話で思いましたが、今水害の分野で一番重要な課題となって議

論されているのが流木問題です。九州豪雨でも、西日本豪雨でも、流木はいろいろなところで流れて、公共施設を破壊し、ダムにたまります。これをどうしようかということが今水文学分野で議論の中心となっているところです。

これに関して地籍調査と関連する事項として、森林がどのように管理されているか、どのような状態なのか、ということがありますが、これは土地分類とも関係してきます。森林の地籍と管理の状況を記録することは非常に重要な課題なのではないかと私の分野では認識しているところです。災害復旧時の不在地主の問題もあり、この事業と関係が深いと思います。

それに関連して、地籍でも土地分類でもリモートセンシング、あるいは航空レーザ測量の話題が出てきます。この情報を使うと非常に良く山の状況が分かります。私も1メートルのDEMを使ったことがあります。山のちょっとした崩壊地形、作業道といった土地の状況がとても良く分かる。航空レーザ測量成果をもっと使っていった方が良いのではないかと考えます。

と同時に、土地分類では全国を網羅することが一つの目標ですが、現実的にはなかなか難しい。2022年から高校で必修科目になる地理総合の教育で使うときに、全ての高校の地理の先生が自分たちの地域の情報を知ることが必要になってきます。そうすると、主題図ができてそれを使うことの段階以前に、主題図が作成されていない地域でもその土地の基本的な情報、すなわち地形について知ることが必要になります。航空測量等による詳細な地形データをベースに、地域の教員の先生が自分で教材を作って防災に関する情報を生徒に提供する。こういう階層的なデータの利用方法も考えていく必要があると思います。災害は元々不平等ですので、情報に関してはなるべく不平等をなくしていくという方向性が、国としては重要な方針なのではないかと思っております。

【清水委員長】 ありがとうございます。大変重要な御指摘でございました。

どうぞ、中山委員。

【中山委員】 今回の説明にありました「(案)」の11ページで、今まで各委員の皆様からお話が出てきました未着手というよりも休止市町村、これに関してです。県の範囲の中で「隣の町はやっていますよ」、「うちはやっていない」などそういう表示をするときも、ここに一つ広域行政組合のその範囲において、私どもの広域行政の中ではどこの市町村がやっていて、どこがやっていないと。行政は一緒なのに私のところはなぜできないのかということもアピールするといかがかと思いました。

もう一つ、地籍アドバイザーの荻田係長、今回御説明ありがとうございました。非常にアドバイザーの皆さんの御苦勞が良く分かったというか、教えていただきました。その中で提案です。地籍アドバイザーは地方公共団体退職者も含むとなっていますね。これであれば派遣ではなくて、これから実施しようとする市町村等へ半年なり、1年なり、そのまま勤務していただくことは、予算的なこともあるかもしれませんが、制度的な問題もあると思いますが、そういう形ができればこれから取り組むところは心強いのではないかと思います。

それと、休止市町村の中で、千葉委員からありました法務局へ送付していないのではないかとのお話です。思い当たることがあったのでお話させていただくと、その前に県の認証が得られていないのではないかと。ということは、今回検討させていただいている中で、所有者の立会いがうまくいなくて、筆界未定のようにになってしまう。この割合、例えば9割以上立会いがうまくいって、筆界未定が1割未満という場合は認証を出してもいいけれども、これが1割5分、2割となったときには、認証はとてども担当市町村としては出せないという事案もあるかと。あるいは、地籍アドバイザーのアドバイスをやっても測量の方法、官民境界が話題になってきていますが、それに関わらないで測量の基本を忘れたやり方で、内から外へ立会いをしていくと面積がものすごく広がってしまって、残った地積が少なくなってしまう。そうすると、もうこれは調査に入れないという、やむにやまれない事情等のある休止市町村があるかという点が少し気になりました。以上です。

【清水委員長】 ありがとうございます。大変重要な御視点です。

そのほかいかがでございますか。はい、市古委員。

【市古委員】 前回急遽お休みさせていただき、申し訳ございませんでした。

報告書(素案)10ページ、優先実施地域の検討・整理の辺りに関連してです。荻田係長からお話を聞いて、印象に残ったのは、十箇年計画を作って進めたことが、周りからの理解を得る上でも大きな推進力になったと表現されていたことです。おそらくこの名張市の計画は、国土調査法の第6条に基づき都道府県の計画を多少意識して策定されているかと思います。もしそうだとすると、この区市町村が実施計画を作っていくことが、次期の計画においてどういう意味を持つのか、表現しておいても良いかと思いました。

未着手の自治体が地籍調査に着手をするとき、できるところから方針を決めてやっていく自治体もあるかもしれないですが、初めから5年ぐらいの見込みを持って、実施計画を策定して、一歩踏み出した方がやりやすいという話もあるかもしれません。もちろん、1年、2年やった上で、実施計画を作った方が適切という考えもあるかと思います。いずれにせよ、

実施計画を策定することの意味が印象的でしたので、優先地域の検討、整理においても、その辺りのことを少しつけ加えても良いのではないかと思いました。以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

ちょうどいいタイミングでございますので、今の市独自の十箇年計画のお話や、これまでずっと休止の市町村に対する対応、これは未着手のところとは違った対応があるべきだというお話もございましたので、その辺りで荻田係長から御意見があればお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【荻田用地対策係長】 ありがとうございます。各委員のお話を伺いました。まず1点、何度かお話いただいていたのですが、休止市町村については別の取り組めない理由があるのではないかという部分です。お話に出ておりましたように、未送付であったり、未認証といった部分の問題で引っかかっている市町村も結構あるにはあると思っております。そういったところは、実は大半が非常に古いもので止まっているものがあると。ずっとそれが止まったまま休止をしてきていて、古いものを再度認証請求しようとする、あるいは法務局に送付しようとしても、中身が全然法務局の登記データと異なっておりますので、それを再度調査しないといけないといった部分で、非常に取組が困難であるところで止まっているところが多いのが一つございます。

それから、もう一つ先ほど兵庫県の事例の話もございました。実は、居住地域については地籍調査が全て終わりましたと。ですが、残っているのはあと山だけですといった場合に、山の調査は市町村としては投資効果があまり高くないというのが、市町村の考え方になります。山についてはやらずに置いておきましょうと。ですので、居住地域については100%地籍調査が終わりましてということで、休止になっている市町村も結構あるというお話は伺っております。

そうした中で、先ほどお話がありました、実は私も最近考えている中で、山の調査は確かに投資効果は余り高くないのかもしれませんが。まさに私も水害時の流木被害は非常に重視をしております。流木被害が発生するのは人工林です。天然林については、根が深く張っているのでそれほど発生しないのですが、人工林については根が浅いものですから、豪雨時には流木が発生しまして、それが家であったり橋であったりを破壊していくところがございます。そういった点に着目した調査も今後必要になってくるのではないかと感じました。

お話を頂戴しましたので、名張市の十箇年計画のお話を少しさせていただきます。これにつきましては、実は先ほどお話いただきました国土調査法6条では市町村の計画は定義が

ございませんので、飽くまで独自計画の形の位置付けにはなります。ただこれを、要は6条に規定されております県計画だったり、国の計画にリンクさせていくことで、実は国の十箇年計画の達成率の向上にもつなげていけるかと一つ私は考えております。それから、先ほどお話いただきましたように、ある程度市町村としてモチベーションを持って地籍調査を進めていく上では、「単発でここをしましょう、ここが終わったので次はここをしましょう」ではなくて、「このエリアをこういう目的で調査をしたいので、このエリアを重点的に何か年かけてやりましょう」という計画を立てると、継続性につながっていくかと。

ただ、先ほどお話に出ましたように、例えば未着手の市町村が当初5年計画なりを作っていくことになると、これが逆に重荷になってしまう可能性もございます。実際私がお邪魔した際に、名張市の取組を御紹介した中で「うちも作っていきたいです」とお話をいただいた際には、当面3か年ぐらいは準備期間としていただいて、その計画的に取り組む内容は4年後からの計画を作ってください。どこにいてもお話させていただくのは、当面3か年については最初に取り組んで止まらず、最後まで行き着くことを重視してほしいと。ですので、最初の3か年はできるだけ小さい面積でモデル的に取り組んで、経験を積んでいただいて、それを全て最後までやりきる形をお勧めさせていただいていることがございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。

では、まだ発言をいただいていない委員の皆様から、1ラウンド通したいと思いますので、是非よろしく申し上げます。布施委員、どうぞ。

【布施委員】 未着手・休止市町村の今回三つのアプローチを非常に分かりやすく示していただきまして、良いことだと思えました。それでそれぞれ一連の流れの中でボトルネックになっているところが違うので、三つのアプローチかと思えます。

例えば、できることを知ってもらおうと、たしかにこういうグラフを見せていただくと、できそうかという気もする反面、グラフだけ見てしまうと7人以上使っているところがあったり、1億円以上あるのはどういうところだろうと思ってしまう。そういう意味では、今この報告書も、この三つのアプローチがやや独立感がある感じがしてしまいます。当然やろうと思ったときに、やり方によってはお金や体制も変わってきたりもします。ハードルを下げるのもどういうところなのかとあるかと思えます。この三つのアプローチを総合的に捉えるような考え方があった方がいいと思えました。今の考え方自体が悪いというわけではなくて、せっかく分かりやすい三つを出していただいたので、独立感があるような感じではなく、総合的に推進していく方が良いように思いました。

以上です。

【清水委員長】 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】 報告書（素案）の11ページの指標の書き方についてです。11ページの第1パラグラフでは、「調査の進捗を国民に分かりやすく伝えるとともに、調査の実施主体等がその進捗を適切に把握できるようにするため」と書かれておりますが、10行目以下では、「公表に当たっては、市町村への啓発、住民の理解醸成」云々など「目的や意図を明確にすることが重要である」と書かれています。両者には重なる部分とずれている部分があるように感じます。指標の目的はどちらなのか、読んでいて良く分からなくなりましたので、はっきりさせてほしいと思いました。

中間とりまとめに関することでもよろしいですか。

【清水委員長】 もちろん。

【伊藤委員】 8ページの筆界特定の部分についてです。中間とりまとめのときには、それほど詰められていなかったのかとも思いますが、最終的な報告書では、もし可能であればもう少し細かく書いていただいた方が良いかと思いました。法務省との連携の問題ですが、筆界特定の申請者に実施主体を含める場合に、どういう要件で申請できるのかが詰められていれば、もう少し書いていただきたい、ということです。

もう少し説明をしますと、地籍調査を実施中の場合に限り実施主体が申請できるのか、それとも例えば地籍調査終了後でも申請できるのか。終了後であっても申請を認める必要がある場合もある気がしますが、ただ、後からの申請を認めるというのは、問題がある気もします。極端なことを言ってしまうと、市町村を申請主体として認めた場合に、全部の土地について筆界特定を申請してしまえば、地籍調査などはしなくて良いということにもなりかねないわけです。したがって、申請の要件をはっきりさせた方が良いと思います。ただ、法務省との関係もありますので、もし詰められていれば、ということです。もちろん、難しいければこのままで結構です。

以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。その辺りは今後の検討課題かと思えます。もし事務局で御検討されて、そこまでは書けないということであれば、12ページの法務省との連携にニュアンス的に加えていただいて検討課題だと加える、そういうまとめ方もあるかと思えます。いずれにしても重要な問題提起でございます。ありがとうございます。

久保委員、いかがでございますか。

【久保委員】 地理学専攻なので地図が出てくるとつい一生懸命見てしまいます。

先ほどの資料2の中で、静岡県と兵庫県の市町村でお示しいただいた地図を拝見しました。一つの県ずつ示していくと、静岡県や多分富山県など、市町村合併で非常に一つの面積が大きいところ、数が少ないところと、兵庫県のようにたくさん市町村があるところなどで見た感じが変わってくる印象を受けました。非常に分かりやすく、「うちの市は」「どこの町は」と分かるのは大きなメリットである一方で、赤と緑の差が一目で分かってしまうという二面性もあると、これは都道府県別の上の真ん中の日本列島の図でも同じことかと思いました。これはすぐにどうしたら良いかは、私からはうまくは申せません。地図で示すとぱっと見て分かりやすい面と、いろいろな事情が説明したくなる両面があるということがございます。単なるコメントです。

それから、もう一つは、近藤委員からもお話がありました。報告書(素案)で申しますと、16ページの啓発や地理教育のところです。若干の補足をこの委員の皆様にもさせていただきたいと思えます。

その新しい「地理総合」という科目、三つの柱がございます。その中の一つが、「地図や地理情報システムで捉える現代世界」というタイトルでございます。この中で様々な、紙だけではなくて電子データなどもこれからの高校生が使えるようになってほしいという趣旨かと存じます。それから、2番目が「国際理解と国際協力」の柱でございます。

それから、3番目が「持続可能な地域づくりと私たち」という大きなタイトルです。その持続可能な地域づくりの中に、「自然環境と防災」という問題が入ってきました。特に防災に大きく時間を割くようになった特徴がございます。それから、もう一つ大事なことは、今の「持続可能な地域づくり」の中の1個目は「自然環境と防災」、2個目は「生活圏の調査と地域の展望」で、高校生たちに実際に調査することによって、自分たちの地域を今後どうしていったら良いのかを展望してもらうところまで入っております。そのような中に、今回出てきた地籍の問題ももちろん、土地履歴の様々なデータを使って高校生たちに主体的に考えてもらうのが目指していることだと思えます。それで使いやすさや分かりやすさがまだまだ課題だと私ども自身も感じております。

それから、国土地理院は地理院地図で「このように使います」とたくさん発信していらっしゃるのですが、土地履歴調査は、前回も出たかもしれませんが、大分下までスクロールしていかないと出てこないという状況です。重ね合わせができることを知れば大変便利です

が、一人一人の高校の先生方に一つ一つ「ここにもあります」と言うのはなかなか大変かというおそれもございます。最初のうちは、ある程度のセットでお示しする方向も必要かと、これは私どもが考えないといけないことかもしれません。

最後に、また話が飛んでしまいますが、一つだけ短いことです。山林のところの地籍調査のお話で、リモートセンシングデータを活用できるのではないかというお話でした。山林のところはどうしても起伏がございます。その起伏をうまく表現しないと、訴えにくいと感じました。具体的には今日の資料2の最後の10ページのところ、赤い色の赤色立体図、リモートセンシングデータのところに、尾根など書いてあるように起伏を分かりやすくすることも大事なことだと思います。それから、先ほど来ございました人工林と天然林は、リモートセンシングデータが非常に活用できる分野なので、大体の樹種の違いや道路があるなど、そういうものは先行的にデータを作れるのではないかと感じました。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

「地理総合」の必修化に関しては、もう最近ここ数年国の地理に関わる行政では必ずこのフレーズを使って、「これを見据えて」「これを良い機会にして」などという感じで、いろいろ今後のことを語る人が多いです。今久保委員が言われたように、そこをもう少しこの地理総合の中身が大分決まってきていますので、もう少し踏み込んで書けるとより説得力が出てくるのかという気がします。この報告書（素案）ですと、この「地理総合」の必修化の話が、土地分類調査だけで殊更強調されていて、前段の地籍で全く触れられていないのが、全体のバランスとして分かりづらい。これは社会科、地理、社会科全体に共通することであることは確かです。特に、今「地理総合」必修は大きな話題になっています。そういう中で啓蒙していくのがフレーズで入っていてもいいと思いました。全体のバランスで検討いただければと思います。

御殿場市の高橋次長、御意見あれば頂戴したいと思います。

【高橋次長兼課長】 お願いの形になるかどうかと思いますが、アドバイザーの派遣等は、そう極端に何回もできるものではないと思います。是非マニュアルの整備、これは実際に自分たち御殿場市もやっていますが、明確な進め方がないものですから、この辺りの整備を早急にお願ひできればと思っております。

以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

では、1ラウンド済みでしたので、言い足りない、これだけは申しておきたいことがござ

いましたら、お受けしたいと思います。

では、市古委員。

【市古委員】 土地分類調査のところで1点だけ、この表現でも良いのですが、どういうことかと思ったのは16ページの11行目です。「優先度は」という行です。一つ目の災害想定区域は洪水や津波浸水などいろいろなものを含んでいるということで、これはとても明確です。次の自然災害に対する土地条件の脆弱性、これにはどんなものが込められているのかが少し補足いただければ。もしくはもう少しここは表現を入れ込んでも、僕だったら過去の災害履歴のような表現も良いのではないかと思いました。ここの表現だけ少し気になったというコメントです。

【清水委員長】 ありがとうございます。

検討いただければと思います。坂課長から回答いただけますか。

【国土情報課長】 前回の参考資料が配布されていると思います。第12回の資料2、3の束があると思います。その一番裏側に日本地図がついた資料が、資料3の最後のページにあるかと思います。

その地図の右側に地域選定に関わる主な項目といたしまして、土砂災害等の主要な災害などを列記しております。こういったものや、そもそもの地盤の組成を総合的に勘案してこれまで事業実施の優先度を決めております。その言葉を総称する形で、今の16ページの11行目に入っております自然災害に対する土地条件の脆弱性と表現しております。それを今御指摘いただいたような過去の災害履歴も含めたものがより分かりやすい表現にできるかどうかについて、また検討したいと思います。

【清水委員長】 そうですね。報告書しか御覧にならない人が普通ですので、その辺りは適宜検討いただければ。

そのほかいかがでございますか。石井委員、どうぞ。

【石井委員】 兵庫県でございます。先ほど兵庫県6地区、6の休止市町があると申しました。そのうち一つは過去の分が未認証で、10年前に休止をしております。その未認証を何とか認証してから次に取り掛かるということで、そういうことがネックになっているのが事実でございます。そういうことに対する、どのように進めたら良いのかなど、そういうことも制度上また何か考えていただければということでございます。残りの5市町は、全部進捗率が高くて、兵庫県は森林が平均的に7割でございます。平均すると5割まで進んでいきますので、本当に必要なところをやりました。なおかつ人工林がないところ、瀬戸内側で集ま

っていますので、優先順位から言うともう休んでいてもいいのではないかと、市町はそのように言います。地籍調査そのものが不要だとは、啓発に行ってもそのようなことは言わないのですが、人工林がなくて山林だけ残っているところでは、何か考えていかないとなかなか進まないかと。もしくは、兵庫県全体がもっと進んだときには、危機感を持ってもらえるかと思っております。

もう1点です。2回目のときに、兵庫県の内容を発表させていただきました。兵庫県は今未着手はございません。それは県営事業として未着手のところは国県の負担だけで地籍調査事業をやったと。それによって全市町が着手済みになったということでございます。事例の報告です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

大体時間でございますが、これだけはというのがあったらあと1件お受けできますが。どうぞ、藤巻委員。

【藤巻委員】 今日、荻田係長の話聞いて、また、吉原委員のおっしゃっていた「地域にとって地籍調査の必要性が認識されない」、という2点を聞いて考えました。この報告書の2ページ目の18行目以降のところ「地籍調査を実施することにより、境界紛争の未然防止等による土地取引等の円滑化や土地資産の保全、公共事業や民間再開発事業、防災関連事業の計画的な推進、災害復旧の迅速化、森林施業の円滑化」と並んでいます。ここに先ほどの「地域活性化」という言葉が良いのか、「地域の土地利用の活性化」という言葉にするのか、そのような要素を入れるのが一つあるのではないかと思います。

それと、これは初回に私が言ったことですが、課税の公平性です。地籍整備課の「地籍調査はなぜ必要なのか」というパンフレットに、地籍調査を実施して20%以上土地面積が増えて課税が増えましたと説明があります。逆に言えば、地籍調査を行っていないところは低い納税を行っているということです。地籍調査を行っているところと行っていないところで税金が、固定資産税が違ってきます。これは国民の三大義務の納税という面において、非常に不公平が生じているような気がします。いきなりここに「課税の公平性」とくると唐突ではありますが、その辺に関しても何らか触れてもらえた方が良くはないかという気がいたしました。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。「我が意を得たり」という御意見でした。大変ありがとうございます。ただ、いろいろ調整という面で検討をしないといけない事項もございます。その辺りは、事務局の最終判断にお任せいただければと思います。

地域の活性化には、この公共事業や民間開発事業に含まれている、そういう概念ですが、「公共事業や地域活性化のための民間開発事業」など、そういう言い方に換えてみても良いかという気がいたしました。その辺りも御検討ください。

時間が参りましたので、今日の御議論で何か高藤課長、坂課長から今一度回答しておいた方がよいものがあれば、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

【地籍整備課長】 大丈夫です。

【清水委員長】 では、今日は「(素案)」でございますが、次回は最終とりまとめとしての報告書の「(案)」という形で提示されて、最終的な議論をする回となります。今日の御意見を踏まえて、また事務局では「報告書 (案)」の作成に向けて検討をお願いしたいと思います。

【地籍整備課長】 次回が最終回を予定しておりますので、本日もし言い足りない内容があれば、追って事務局にお伝えいただければ、それをなるべく反映させた形で次回の事務局案を御提示できればと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。それはメール等でもよろしいですか。

【地籍整備課長】 はい、結構でございます。

【清水委員長】 では、今日の議事としては、これで終了させていただきます。進行を事務局にお返ししたいと思います。

【国土調査企画官】 清水委員長、ありがとうございました。

最後に、次回の委員会について御連絡いたします。次回につきましては、6月20日木曜日、10時から12時を予定しております。今ほど委員長からお話ございましたとおり、報告書の「(案)」をお示ししたいと考えております。開催場所、議事等の詳細は決まり次第、事務局から御連絡いたします。また、次回改めてタブレット端末を用いたペーパーレス会議とさせていただく場合がございますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。御連絡は以上でございます。

以上をもちまして、国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第13回を閉会させていただきます。本日も熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —